別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「	MH　966	同
「	MH　966	同
	MH　967	同
	MH　969	同

JA　966A	」を
JA　966A	
JA　967A	に改める。
JA　969A	」

附　則

この告示は平成二十四年三月六日から施行する。

○環境省告示第十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十二条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　汚染状況重点調査地域を指定した年月日

平成二十四年二月二十八日

二　汚染状況重点調査地域の区域

イ　宮城県の区域のうち、亘理町の区域

ロ　福島県の区域のうち、柳津町の区域

○防衛省告示第三十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年二月二十八日

防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日高沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｶ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｲ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｳ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ｴ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(ｵ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(ｶ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年二月二十八日

防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｶ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(ｲ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ｳ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｴ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｵ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(ｶ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年二月二十八日

防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　佐渡沖海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ｱ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(ｲ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ｳ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(ｴ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(ｵ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年二月二十八日

防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　響灘沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｶ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ｱ)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒

(ｲ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒

(ｳ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒

(ｴ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒

(ｵ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒

(ｶ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十三号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十四年二月二十八日

防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　若狭湾北方海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度六〇、九六〇メートルまでの間

(ｱ)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒

(ｲ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒

(ｳ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒

(ｴ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒

(ｵ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。